

さめき水田営農だより

4月1日から平成28年度の経営所得安定対策等の申請手続きが始まります。

受付期間4月1日(金)～6月30日(木)

経営所得安定対策等の交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を最寄りの地域農業再生協議会（JA、市町）又は中国四国農政局香川支局へ提出する必要があります。

経営所得安定対策等とは

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）として実施しています。

また、食料自給率の向上を図るため、飼料用米や麦などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【対象者は、認定農業者、集落営農*、認定新規就農者（規模要件はありません）】

①数量払：生産量と品質に応じて交付

区分	平均交付単価
小麦	5,350円/60kg
はだか麦	7,414円/60kg
大豆	11,232円/60kg
そば	13,251円/45kg
なたね	9,850円/60kg

※平均交付単価は、香川県における27年産の単価です。

※集落営農（ゲタ・ナラシ対策）

規約の作成、対象作物の共同販売・経理のほか、市町が将来の農業経営の法人化や地域の農地利用集積について確実と認めることが必要。

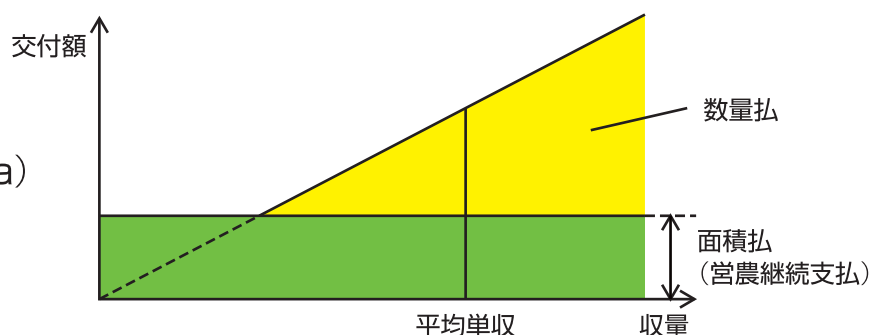
②面積払(営農継続支払)：

当年産の作付面積に応じて、
数量払の内金として交付

20,000円/10a

（「そば」は13,000円/10a）

数量払と面積払(営農継続支払)の関係



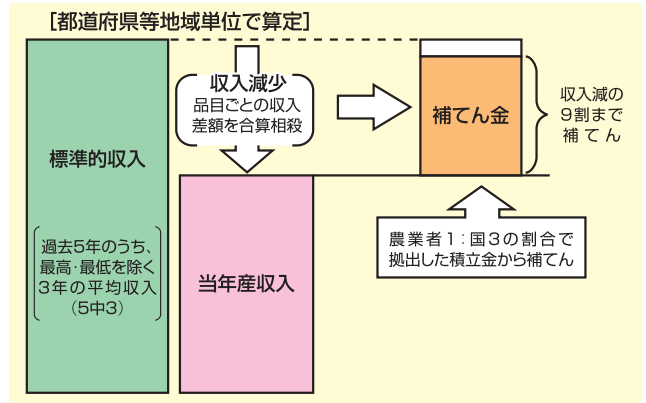
※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

【対象者は、認定農業者、集落営農^{*}、認定新規就農者（規模要件はありません）】

米、麦、大豆等の28年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。

補てんの財源については、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金
^{*}積立金は掛け捨てではありません。



米の直接支払交付金

【対象者は、米の生産数量目標に従って生産する販売農家、集落営農】

7,500円/10a（主食用米の作付実績から一律10a（自家消費相当分）を控除）

26年産米から単価を7,500円/10aに削減した上で、29年産までの時限措置として実施（30年産から廃止）

水田活用の直接支払交付金

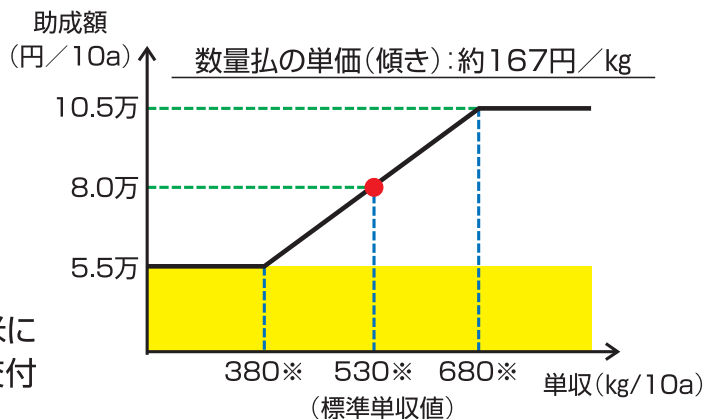
【対象者は、水田で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する販売農家、集落営農】

①戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ 55,000～ 105,000円/10a

注）平成28年産から飼料用米及び米粉用米については、標準単収値を作柄により調整し交付単価が決定されます。

〈飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ〉



※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては市町等が該当地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用

②二毛作助成：15,000円/10a

（主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組合せによる二毛作）

③耕畜連携助成：13,000円/10a

（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組み）

●お問い合わせ先＜経営所得安定対策関係＞（フリーダイヤル）

中国四国農政局 香川支局 経営所得安定対策チーム 0120-38-3786

TEL:087-831-8185

受付時間：（平日）9:00～17:00

平成28年度の産地交付金

産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取組みを支援するもので、国からの配分の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

平成28年度の産地交付金については、より効果的で効率的な運用となるよう配分方法が変更になりました。

<配分方法の見直し>

- ◇国から県への配分は2回に分けて行われ、1回目は4月上旬、2回目は10月中下旬となります。
- ◇2回目の配分は、各県における戦略作物の生産性向上や産地づくりに向けた取組みを評価して、県ごとの評価結果に基づき配分される予定です。

1回目の配分額は全国一律に対前年比8割となり、香川県の配分額は297,270千円（前年比▲74,317千円）となったため、交付単価の水準等を変更していますが、2回目の追加配分額により、各メニューの上限単価までの範囲で一律に増額するなどの調整を行います。

産地交付金等を活用して、飼料用米や麦などの戦略作物の生産拡大や低コスト化を図り、27年度並の配分額が確保できるよう取り組みましょう。



香川県における産地交付金における活用方法について <活用方法の基本的な考え方>

- ①水田の有効利用や生産性の向上を踏まえ、主な活用方法は県域で設定。
 - ・ 飼料用米等の多様な水稻の生産拡大
 - ・ 担い手等による戦略作物（新規需要米や麦、大豆）の生産性の向上
 - ・ 重点園芸品目（野菜）による産地づくり
- ②地域の実情に即した地域特産物の生産に配慮して、資金枠の一部を地域へ配分。

【具体的な使途】

主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)		28年度の交付単価 (10a当たり)
多様な水稻の生産拡大	新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲）の面積に対して助成 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上メニューに取り組むことが必要です。)	10,000円 【上限12,000円】
	担い手（集落営農、認定農業者、認定新規就農者）が新規需要米に取り組んだ面積に対して助成	12,000円 【上限14,000円】
	担い手（集落営農、認定農業者、認定新規就農者）が新規需要米の多収性専用品種（WCS用稲を除く）に取り組んだ面積に対して助成	18,000円
	加工用米の面積に対して助成 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上メニューに取り組むことが必要です。)	10,000円 【上限12,000円】
	複数年契約（3年間）の加工用米の面積に対して助成	12,000円

主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)		28年度の交付単価 (10a当たり)
麦・大豆の生産振興	担い手（集落営農、認定農業者、認定新規就農者）が作付けした 麦 の面積に対して助成 (※畑地の場合は、農業共済に加入していることが必要です。)	2,800円 【上限3,500円】
	さらに法人格を有する場合は加算	+1,500円 【上限2,000円】
	さらに「さぬきの夢2009」を作付けした場合は加算	+2,500円
担い手（集落営農、認定農業者、認定新規就農者）が作付けした 大豆 の面積に対して助成 (※畑地の場合は、農業共済に加入していることが必要です。)		10,000円 【上限12,000円】

園芸作物などの生産振興	主要な園芸品目の作付面積に対して助成 (※助成は、転作作物(基幹)のみで、2回以上作付けしても1回限りの交付です。)	レタス、ブロッコリー、アスパラガス	5,000円 【上限10,000円】
		青ネギ、イチゴ、キュウリ	4,000円 【上限8,000円】
		トマト	3,000円 【上限6,000円】
		ニンニク	2,500円 【上限5,000円】
		タマネギ	1,500円 【上限3,000円】
	そば、なたねの作付面積に対して助成 (※排水対策を実施する必要があります。)	基幹作	20,000円
		二毛作	15,000円
地域協議会が選定した地域特産物等の作付面積に対して助成。 詳細は、各地域協議会にご確認ください。			地域毎に設定

その他	農業者の主体的な経営判断により、生産数量目標の配分面積からさらに主食用米を減産し、その減産した所に加工用米、新規需要米、小麦を作付けした場合に助成 (※当初に取組申請書を提出することが必要です。)	5,000円
-----	---	--------

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

※上記の交付金は、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。

休耕等の水田には、飼料用米等の非主食用米をはじめ、麦や園芸作物を積極的に作付けし、香川の水田を余すことなく有効活用しましょう!

●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課
香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-825-2503
TEL:087-832-3418